

北東アジア地域自治体連合環境分科委員会報告資料

(2006年11月)

1	各自治体における環境の現状と課題の報告	1
(1)	富山県	1
(2)	福井県	2
(3)	鳥取県	3
2	環境分科委員会の活動状況	4
3	個別プロジェクト	5
(1)	2006年個別プロジェクト	5
①	提案プロジェクト	5
②	各自治体の参加意向調査結果	5
③	プロジェクトの実施状況	6
	・プロジェクト No. 1	
	日本海における海底地形及び底生生物群集の生物多様性と分布の調査 (沿海地方)	6
	・プロジェクト No. 2	
	日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査(富山県)	7
	・プロジェクト No. 3	
	北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査(富山県)	8
	・プロジェクト No. 4	
	北東アジア青少年環境シンポジウム(富山県)	10
	(参考)	
	2005年限りの個別プロジェクト実施結果	12
(2)	2007年個別プロジェクト	13
①	提案調査結果	13
②	提案プロジェクトの概要	
	・プロジェクト No. 1	
	日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査(富山県)	14
	・プロジェクト No. 2	
	北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査(富山県)	16
	・プロジェクト No. 3	
	北東アジア青少年環境シンポジウム(富山県)	18
4	環境分科委員会の活動計画	19

本資料は、北東アジア環境情報広場 http://www.npec.or.jp/northeast_asia/index.html にも掲載しております。

1 各自治体における環境の現状と課題の報告

(1) 富山県

富山県では、都市・生活型公害から地球環境問題まで広範多岐にわたる今日の環境問題に適切に対応するため、1995年に環境基本条例を制定した。また、環境基本条例の「快適で恵み豊かな環境の保全と創造」の実現に向けて、施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んだ環境基本計画を1998年に策定し（2004年に改定）、これを基本に各種施策に取り組んでいる。

1 安全で健康な生活環境の確保

さわやかな空気やきれいな水が実感できる良好な環境を目指して、富山県大気環境計画（ブルースカイ計画）や富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）等に基づく取組みを推進している。大気については、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などは、すべての観測局で環境基準を達成しており、水質については、BOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域）は、富山湾の一部の地点を除き環境基準を達成している（2005年度）。

現在、エコドライブの推進や富山湾の水質改善のため工場事業場の窒素・りん削減対策を進めているほか、全国に先駆けてアスベスト飛散防止対策のための要綱を制定し、監視・指導を実施している。また、冬期間の地下水位低下対策や地下水涵養マニュアルの策定など地下水保全の推進や、化学物質管理に係るガイドラインづくりに取り組んでいる。

2 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処理に取り組むため、とやま廃棄物プラン等に基づく取組みを推進している。一般廃棄物については再生利用率は18.9%、産業廃棄物については減量化・循環利用率は93.8%である（2004年度）。リサイクル認定事業によるリサイクル製品等の普及の促進や、環境関連NPO法人と連携した事業者の技術相談、不法投棄防止パトロールなどを実施している。また、廃棄物の循環的利用推進のための指針づくりや、行政と事業者が連携協力して生ごみのリサイクル（肥料化）の事業化に取り組んでいる。

3 自然と共生したうるおいのある環境の実現

自然公園等において、ナチュラリスト等が自然環境の保全のための知識やモラル、マナーについての普及啓発活動を実施しているほか、中部山岳国立公園等の山岳環境の保全のため、環境配慮型山岳公衆トイレや登山道の整備等を行っている。森林については、里山整備など県民参加による森づくりを推進し、森林の公益的機能の持続的な発揮など、豊かな水と緑に恵まれた県土の形成を目指した「富山県森づくり条例」を制定したところである。また、人と自然との共生を推進し、野性鳥獣の適正管理を図るため、ツキノワグマ保護管理指針の策定やニホンザル保護管理計画の改定等に取り組んでいるところである。

4 地球環境の保全への行動と積極的貢献

地球温暖化対策については、地域レベルで計画的かつ体系的に推進するため、2004年3月に地球温暖化対策推進計画（とやま温暖化ストップ計画）を策定し、2010年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で6%削減することを目標に掲げ、県民や事業者による温室効果ガスの削減対策を推進している。なお、2003年度の県内の温室効果ガス排出量は、1990年度比で7.1%増加しているところである。

環日本海地域との国際環境協力については、(財)環日本海環境協力センター（NPEC）と連携して、「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」の運営や「北東アジア青少年シンポジウム」などを実施するほか、富山県に本部事務所及び地域活動センターがある北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を支援している。

そのほか、国や関係機関と連携して酸性雨や黄砂の実態調査を実施している。

5 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

環境教育について「環境教育推進方針」の策定を行ったほか、率先行動として、県庁本庁舎におけるISO14001の認証を2005年度に更新した。また、日常生活の中でごみや二酸化炭素の排出を極力抑制する取組み（エコライフスタイル）を促進するため、「エコライフスタイル推進大会」を開催したところであり、これを皮切りに県内10市でエコライフスタイルイベントを実施している。

(2) 福井県

福井県の環境関連トピックス

1 アスベストによる健康被害の防止に関する条例の制定

それまでのアスベスト対策にかかる国の法制度が必ずしも十分とはいえない状況にあったため、県民の健康被害を未然に防止するという観点から、国の対策を待たずに、全国に先駆けて平成 17 年 10 月 11 日に「福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」を公布、施行しました。

本条例には、①大気汚染防止法の規制対象とならない規模のアスベスト製造施設やアスベスト吹付け材使用建築物等の解体や補修作業にかかる規則 ②アスベスト吹付け材使用建築物の所有者等に対する建築物の適正管理の努力義務 ③ アスベスト吹付け材使用建築物等の台帳を整備し、災害発生時の情報提供など必要な措置 の規定を盛り込みました。

また、小規模建築物の解体時の届出など県独自の規制を行ってきましたが、大気汚染防止法施行令が改正され、平成 18 年 3 月から新たに法律で規制されることとなったことから、条例を改正し、法律に基づいた届出の受理や立入検査等を実施することとしています。

2 地球温暖化対策地域推進計画の改定

本県では、平成 17 年 2 月 16 日の京都議定書の発効等を受けて、県内における地球温暖化対策を一層推進するため、平成 18 年 3 月に「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を改定しました。

計画では、“平成 22 年度（2010 年度）の温室効果ガス排出量を平成 2 年度に比べて 3 %削減する”との削減目標を掲げており、この目標達成に向けて、日常生活(Life)、事業活動(Office)、自動車利用(Vehicle)、環境教育(Education)の各分野における地球温暖化防止活動の輪を広げるため、「L O V E・アース・ふくい」(温暖化ストップ県民運動)を今年 6 月から展開しております。

3 廃棄物処理計画の策定

本県では、ごみの減量化やリサイクルを一層推進するため、平成 18 年 3 月に新たな「福井県廃棄物処理計画」を策定しました。

計画では、一般廃棄物について、平成 22 年度の 1 人一日当たりごみ排出量目標を 940 g と設定し（平成 15 年度：973 g）、排出量の 4 割を占める生ごみ対策等を重点施策と位置づけるとともに、市町の分別収集品目の拡大を図っていくこととしています。

産業廃棄物については、発生量 500 t 以上の大量排出事業者に対する廃棄物減量化計画や取組み実績の提出を盛り込むとともに、産業廃棄物処理業者の処分施設の情報公開を進め、また、優良な処理業者の評価制度を導入することとしました。

4 三方五湖のラムサール条約登録

平成 17 年 11 月 8 日から 11 月 15 日まで、アフリカのウガンダ共和国で開催されたラムサール条約締結国会議の初日に、本県の「三方五湖」がラムサール条約湿地に登録されました。

本県では、三方五湖の自然環境の保全のため、これまで湖の堆積土砂のしゅんせつや水質浄化研究などの水質改善に取り組むとともに、公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の整備など、污水対策の促進を図ってきました。

また、平成 16 年度に三方五湖周辺の優れた自然を素材にした「自然体験プログラム」を作成し、このプログラムを活用したエコツーリズムの推進を図っています。

さらに、三方五湖がラムサール条約湿地に登録されたことを受けて、平成 17 年 11 月に、学識経験者や地元美浜・若狭両町の環境保全団体の代表などで構成する「三方五湖の保全・活用に関する検討委員会」を設置し、三方五湖の保全と活用に向けた基本的方向性や具体的な方策について検討を進めております。

(3) 鳥取県

鳥取県の環境関連トピックス

1. 環境立県アクションプログラム

鳥取県は、「人と社会と自然との共生」をテーマに、環境を重視したまちづくり「環境立県」を掲げ、様々な取組を展開してきた。平成17年2月に「鳥取県環境基本計画」を改訂し、中長期的な視野に立って、次の5つの目標を設定したところである。

1. すべての主体の連携・協働による環境立県
2. 循環を基調とする経済社会システムの実現
3. 自然と人間との共生の確保
4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造
5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

この計画を実行するために、「二酸化炭素等温室効果ガスの削減」や「自然エネルギーの導入」など重点的に推進する11項目の『環境立県アクションプログラム』を定めて、3年後の目標とその目標を達成するための具体的な施策を掲げている。なお、当プログラムは、鳥取県庁ISO14001と協調を図りながら、**計画** → **実行** → **点検** → **見直し**により進行管理を行うこととしているが、見直しや追加には県民の声を反映させ、県民との協働システムの構築を目指している。

2. とっとり環境ネットワーク

鳥取県内で環境に関連した取組を行っている様々な団体や企業、個人等が集まり、環境立県に向けた活動を広げていくための場として、「とっとり環境ネットワーク」が平成17年6月に設立された。現在、企業、団体、個人併せてコアメンバー約100の参画者があり、各々の自主的な行動目標や行動計画等の情報交換や共に行動する者への参加呼びかけなど五つのグループに分かれて活動を行っている。参画者の多くは既に協働による環境立県の推進者として地域や各分野で活躍されている方々でもあり、環境への取組の推進母体として県としても支援を行うとともに、各種の普及啓発活動を連携して展開している。

3. アイドリングストップ認証制度

平成17年2月に発効した京都議定書の目標を達成するためには、住民、企業、及び行政がそれぞれの立場から主体的に取組を行うことが必要である。効果的な取組の推進のためには業界団体等を始めとした各種団体と連携を図ることが必要なため、鳥取県では、ストップ地球温暖化！に向けた行動の一つとして、アイドリングストップ条例（正式名称「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」平成17年4月1日施行）を施行した。

この条例には、アイドリングストップに積極的に取り組んでいただける企業、法人等をアイドリングストップ推進事業所（正式名称「駐車時等エンジン停止推進事業所」）として、個人、住民団体等をアイドリングストップ宣言者（正式名称「駐車時等エンジン停止宣言者」）として認証する制度がある。平成18年3月31日時点で、認証状況は以下の通り。

- 駐車時等エンジン停止推進事業所 45社・法人（総従業員数 約6,031人）
- 駐車時等エンジン停止宣言者 3,022人

2 環境分科委員会の活動状況

(1) 第7回環境分科委員会の開催

- ① 開催日 2005年7月14日
- ② 参加自治体 14自治体 ※ () はオブザーバー参加
日本 (4) 新潟県、富山県、石川県、兵庫県
中国 (3) (遼寧省)、(黒龍江省)、(山東省)
モンゴル (1) セレンゲ県
韓国 (3) 江原道、忠清南道、(慶尚北道)
ロシア (3) 沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州
- ③ 会議の結果
 - 1) 各自治体における環境の現状と課題
7自治体(セレンゲ県、ハバロフスク地方、サハリン州、兵庫県、黒龍江省、山東省、慶尚北道)から、環境の現状と課題について報告がなされた。
 - 2) 2005年個別プロジェクトの実施状況について
5つの個別プロジェクトの実施状況について報告がなされた。
 - ・日本海の沿岸地域の土壌の油汚染に関する調査(沿海地方)
 - ・北東アジア地域環境保護国際ユースシンポジウム(沿海地方)
 - ・日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査(富山県)
 - ・北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査(富山県)
 - ・北東アジア青少年環境シンポジウム(遼寧省、富山県)
 - 3) 次期事務局自治体(コーディネート自治体)の選出について
コーディネート自治体として、富山県が選出された(任期2年)
 - 4) 2006年個別プロジェクトの提案について
2006年個別プロジェクトとして、1つの新規提案プロジェクトを含む4つの個別プロジェクトが提案され、その概要説明と参加要請がなされた。
 - ・(新)日本海における海底地形及び底生生物群集の生物多様性と分布の調査(沿海地方)
 - ・日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査(富山県)
 - ・北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査(富山県)
 - ・北東アジア青少年環境シンポジウム(富山県)
 - 5) 環境分科委員会の活動日程について
環境分科委員会の今後の活動計画について確認がなされた。

(2) 個別プロジェクトに関する調査の実施

- ① 2006年個別プロジェクトの参加意向調査の実施(2005年11月)
- ② 2006年個別プロジェクトの実施状況調査の実施(2006年6月)
- ③ 2007年個別プロジェクトの提案調査の実施(2006年6月)

3 個別プロジェクト

(1) 2006 年個別プロジェクト

① 提案プロジェクト

No	プロジェクト名	提案自治体
1	日本海における海底地形及び底生生物群集の生物多様性と分布の調査	沿海地方
2	日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査	富山県
3	北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査	富山県
4	北東アジア青少年環境シンポジウム	富山県

② 各自治体の参加意向調査結果

自治体名		プロジェクト No.	1	2	3	4
日本	青森県			○		
	山形県			○		
	新潟県					
	富山県			◎	◎	◎
	石川県			○		
	福井県			○		
	京都府			○		
	兵庫県			○		
	鳥取県			○		
	島根県			○		
中国	遼寧省		○	○	○	○
	黒龍江省					
	山東省			○		
韓国	江原道			○		○
	忠清南道			○		○
ロシア	アムール州					
	ブリヤート共和国					
	イルクーツク州					
	ハバロフスク地方			○	○	○
	沿海地方		◎	○	○	◎
	サハ共和国					
	サハリン州					
モンゴル	中央県					
	セレンゲ県					

注) ◎ : 提案自治体 ○ : 参加意向自治体

③ プロジェクトの実施状況

・プロジェクト No. 1

「日本海における海底地形及び底生生物群集の生物多様性と分布の調査」(沿海地方)

1) 目的

北東アジア地域の環境保護及び天然資源の合理的な利用の分野において、生態系問題の解決や、最新の調査方法・技術・プロジェクトの開発、完成プロセスに参加する若者のレベルアップを目指す。さらに、シンポジウムを開催することによって、北東アジア地域間の環境保護のための協力関係が拡大することが期待できる。

2) 実施状況

個別プロジェクトを実施しない。

(理由) このプロジェクトへの参加を希望する自治体が多かったため。

・プロジェクト No. 2

「日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査」(富山県)

1) 目的

日本海・黄海沿岸に漂着している海辺への漂着物等を回収・分別し、種類別に個数及び重量を調査することにより、プラスチック等の人工物による海辺の汚染実態を把握するとともに、今後の海洋環境保全対策、廃棄物対策、漁場保全対策等を推進するための基礎資料とする。また、調査への参加を通して沿岸地域の住民が「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心を育む」という共通意識を醸成する環境教育を推進する。

2) 実施状況

個別プロジェクトを提案した内容のとおり実施する予定である。

3) 事業内容

a 実施時期

2006年9月～2006年10月

b 実施場所

日本海・黄海に面する海岸(各自治体 1～4か所)

c 実施方法

ア 調査主体

自治体が小学生、中学生、高校生及び民間団体等の協力を得て実施

イ 調査方法

- ・海水浴場等に、波打ち際から陸地方向へ連続的に3区画程度の調査区画(1区画 10m×10m)を設定する。
- ・設定した調査区画内の漂着物を全て拾い集め、次の8種類に分類し、重量及び個数を測定する。

① プラスチック類	② ゴム類	③ 発泡スチレン類	④ 紙類
⑤ 布類	⑥ ガラス・陶磁器類	⑦ 金属類	⑧ その他の人工物

ウ 調査結果

自治体から本県に提出された調査結果は、(財)環日本海環境協力センターがとりまとめ、報告書等を作成する。

d 参加自治体

北東アジア地域自治体連合会員とその他の自治体を合わせた26自治体52海岸で実施

- 日本 : 北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、
京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県
- ロシア : 沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州
- 韓国 : 江原道、忠清南道、慶尚北道
- 中国 : 遼寧省、河北省、山東省、江蘇省

<2005年実施結果>

1) 参加自治体

北東アジア地域自治体連合会員とその他の自治体を合わせた25自治体、53海岸で実施

2) 実施結果

2007年に開催される海辺の漂着物調査検討会において取りまとめを行う。

・プロジェクト No. 3

「北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査」(富山県)

1) 目的

日本では、極東地域をはじめ大陸から渡ってくる冬鳥や旅鳥の渡りのルートなどを解明するための全国的な調査体制が整備されている。

しかし、これらの渡り鳥の繁殖地及び移動コースであると考えられている極東地域では、日本と大陸とを往来する渡り鳥ルート等が解明されていない。

このため、極東地域の自治体と共同で渡り鳥の移動経路、寿命、繁殖開始年齢などを解明するため標識調査を実施する。

2) 実施状況

個別プロジェクトを提案したとおり実施する予定である。

3) 事業内容

a 実施状況

渡りの時期である春期及び秋期

b 実施場所

参加自治体の渡り鳥中継地

c 実施方法

ア 調査主体

参加自治体が民間団体へ業務委託。(民間団体は企業及び他団体の助成も得て事業を実施)

イ 調査方法等

(調査方法)

・網により渡り鳥を捕獲し、計測を行い、標識(足環)を装着し放鳥する。

(調査報告書の作成)

・調査結果を共通した記録様式で作成し、とりまとめる。

d 参加自治体

富山県、沿海地方

e 年間計画

2006年4月～2007年3月(2007年度で、一旦事業終了予定)

<2005年実施結果>

1) 参加自治体

富山県、ロシア沿海地方

2) 実施結果

環日本海環境協力の一環として渡り鳥に関する共同調査を進めるため、沿海地方において中心となって調査を行う担当者を、平成18年4月19日(水)から24日(水)までの6日間、富山県の「婦中鳥類観測ステーション」に招き、調査対象鳥類に個体識別用標識(足環)を付ける一連の作業をとおして調査方法を研修するとともに、沿海地方での調査内容を検討・協議した。

また、ロシア沿海地方の中学生や高校生の児童エコクラブ員らを受け入れ、富山県ジ

ユニアナチュラリストとの意見交換やビオトープ作りなどを通じて、両国で調査等に関わっている青少年との交流を深めた。

1998年（平成10年）秋期以来、沿海地方での調査実績は、62,000羽の小鳥類に標識調査（バンディング）を実施することができ、捕獲放鳥した鳥類の共通種は、カシラダカ、アオジ、ホオジロ等約120種であった。

・プロジェクト No. 4

「北東アジア青少年環境シンポジウム」(富山県、沿海地方)

1) 目的

北東アジア地域の学校や地域において草の根の環境保全活動を行う青少年(中学生)に対して、国際的な環境教育の場を提供することにより、広い視野で環境保全に努める人材を育成し、北東アジア地域の環境保全の推進を図る。

2) 実施状況

個別プロジェクトを提案したとおり実施する予定である。

3) 事業内容

a 実施時期

2006年8月21日(月)、22日(火)

b 実施場所

ロシア連邦 沿海地方 ウラジオストク市 才能児童学校及びオケアン児童センター

c 実施方法

テーマ: 自然環境保全

参加者: 4か国・6自治体の中学生97名

内容: 参加者による活動発表

環境学習

「北東アジア地域の青少年からの提言」の意見交換

d 参加自治体

富山県、遼寧省、江原道、忠清南道、沿海地方、ハバロフスク地方、セレンゲ県

e 年間計画

8月: 「北東アジア青少年環境シンポジウム2006」の開催

8月末~9月: シンポジウム参加者が「北東アジア青少年環境保全レポート」を作成

10月~1月: レポートのとりまとめ、翻訳、ホームページへの掲載

※ 北東アジア青少年環境保全レポートは、次回の北東アジア地域自治体連合環境分科委員会(2007年度開催予定)に報告する予定です。

<2005年度実績>

1) 参加自治体

富山県、遼寧省、山東省、江蘇省、河南省、河北省、上海市、吉林省、内モンゴル自治区、忠清南道、沿海地方、セレンゲ県

2) 実施結果

実施日時: 2005年8月21日(日)、22日(月)

実施場所: 中華人民共和国 遼寧省 瀋陽市 遼寧友誼賓館 等

参加者: 5か国・12自治体の中学生45名

内容: テーマ「循環型社会の構築」

・活動発表 14グループが発表

・環境学習

「ごみ処理で大切なこと、今すぐできること」(富山県立大学 立田真文 助教授)

「廃棄物の測定と計算」(北京市西城区青少年科技館 周又紅 教科研主任)

- ・共同野外環境保全活動（生ごみの堆肥づくり）
- ・北東アジア青少年環境シンポジウム宣言 2005 の採択



活動発表



環境学習（廃棄物の測定と計算）



共同野外環境保全活動（生ごみの堆肥づくり）



シンポジウム宣言の採択

(参考) 2005 年限りの個別プロジェクト実施結果

- ・ 日本海沿岸の油汚染の現状評価 (沿海地方)
参加意向を示した自治体数が少なかったため実施せず。
- ・ 北東アジア地域環境保護国際ユースシンポジウム (沿海地方)
 - 1) 目的
地域の安定的な発展、生命の安全、自然資源の合理的な活用、北東アジア地域の環境保護など諸問題の解決における科学的研究に、若手科学者の関心を向ける。
 - 2) 実施結果
 - a 実施状況
2005 年 11 月 21 日～25 日
 - b 実施場所
ロシア連邦 沿海地方 ウラジオストク市
 - c 実施方法
テーマ：「北東アジア地域における環境保全と合理的な自然管理」
ワークショップ形式で、参加した一流の科学者や産業界からなどのプレゼンテーション、及び一連の講演などを行った。
 - d 参加自治体
沿海地方、江原道
※ 韓国、ブラジル、カムチャッカ州、サハリン州、アムール州、イルクーツク州、ユダヤ自治区、ブリヤート共和国、ハバロフスク地方、沿海地方などから、90 人以上の若手科学者、大学院生、学生などが参加。
また、特別ゲストとして、江原道環境政策部長、沿海地方政府自然管理部天然資源・環境委員会委員長、ロシア連邦自然管理監督部沿海地方支部長、ロシア連邦技術・自然監督部沿海地方支部長、ウラジオストクの大学と研究所の学長が参加した。

(2) 2007 年個別プロジェクト

① 提案調査結果

No	プロジェクト名	提案自治体
1	日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査（継続）	富山県
2	北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査（継続）	富山県
3	北東アジア青少年環境シンポジウム（継続）	富山県

② 提案プロジェクトの概要

・プロジェクト No. 1

「日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査」(富山県)

1) 趣旨、目的

本調査は、①継続的に人工物による海辺の汚染実態を把握することにより、海洋環境保全対策、廃棄物対策等を推進するための基礎資料とすること、②沿岸地域住民の調査への参加を通して「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心を育む」という共通認識を醸成し、環境教育を推進することを目的としている。

海洋ごみ問題については、近年、国際的な海洋環境問題として注目されてきており、環日本海地域沿岸に漂着している漂着物量を統一的な手法で調査する本プロジェクトの調査結果は、日本政府や国際機関において漂着物対策の基礎資料として利活用されているところである。

また、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の地域活動センターに指定されている(財)環日本海環境協力センターでは、環日本海沿岸自治体が連携・協力して実施する本プロジェクトの調査結果を活用し、今後の効率的な海洋ごみモニタリング手法について検討することとしている。

2) 事業内容

a 実施時期

2007年4月～2008年3月

b 実施場所

日本海・黄海に面する海岸

c 実施方法

ア 調査主体

自治体が小学生、中学生、高校生及び民間団体の協力を得て実施

イ 調査方法(詳細は20ページ参照)

- ・海水浴場等に、波打ち際から陸地方向へ連続的に3区画程度の調査区画(1区画 10m×10m)を設定する。
- ・設定した調査区画の漂着物を全て拾い集め、「プラスチック類」、「ゴム類」等に分別し、重量及び個数を測定する。

ウ 調査結果

自治体から本県に提出された調査結果は、(財)環日本海環境協力センターがとりまとめ、報告書等を作成する。

エ 年間計画

調査地点の選定 → 調査の実施 → 調査結果の報告 → 報告とりまとめ

d 期待される成果：

ア プラスチック等の人工物による海辺の汚染実態の継続的把握

イ 「ごみを捨てない心、海洋の環境を守ろうとする心を育む」という住民の環境保全に対する意識の高揚

ウ 効果的な海洋モニタリング手法の確立

3) 参加自治体への協力要請事項

a 協力要請の内容

- ・ 調査海岸の選定
- ・ 調査を実施する民間団体等の確保
- ・ 調査を実施する民間団体等の指導、調査の実施
- ・ 調査結果の本県への報告
- ・ 調査報告書(案)の検討

b 経費負担

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

原則、調査に必要な経費は参加自治体の負担とする。

ただし、調査に必要な機材（巻尺、ピンセット、はかり等）は、富山県（財）環日本海環境協力センターが負担する。これ以外の調査直接経費（ガソリン代、バス代、写真現像代等）は一部を負担する。

ウ 参加要請自治体

日本・・・青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、
鳥取県、島根県

中国・・・遼寧省、山東省

韓国・・・京畿道、江原道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、
慶尚南道、済州道、釜山広域市

ロシア・・・沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州

・プロジェクト No. 2

「北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査」(富山県)

1) 目的

日本では、極東地域をはじめ大陸から渡ってくる冬鳥や旅鳥の渡りのルートなどを解明するための全国的な調査体制が整備されている。

しかし、これらの渡り鳥の繁殖地及び移動コースであると考えられている極東地域では日本と大陸とを往来する渡り鳥ルート等が解明されていない。

このため、極東地域の自治体と共同で渡り鳥の移動経路、寿命、繁殖開始年齢などを解明するため標識調査を実施する。

2) 事業内容

a 実施時期

渡りの時期である春期及び秋期

b 実施場所

参加自治体の渡り鳥中継地(参加自治体1~2箇所程度)

c 実施方法

ア 調査主体

参加自治体が民間団体へ業務委託。(民間団体は企業及び他団体の助成も得て事業を実施)

イ 調査方法等

(調査方法)

・網により渡り鳥を捕獲し、計測を行い、標識(足環)を装着し放鳥する。

(調査報告書の作成)

・調査結果を共通した記録様式で作成し、とりまとめる。

d 年間計画

2007年4月~2008年3月事業実施(2007年度で一旦事業終了の予定)

e 実施成果

ア 調査効果

調査結果のとりまとめ、渡り鳥の移動経路、寿命、繁殖開始年齢などの生態解明により北東アジア地域全体での渡り鳥の保護に役立てる。

イ 鳥類保護思想の普及啓発

この共同調査により得られた、渡り鳥の生態解明に有効な調査データを公表することにより、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

3) 参加自治体への協力要請事項

a 協力要請内容

共同調査エリアの拡大と捕獲・放鳥数の増及び青少年調査団の交流

b 資金協力の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

(共同調査に係る経費負担)

共同調査の派遣受入に係る経費については、渡航費は派遣元の負担、現地滞在費は、受入先の負担とする。

(調査経費)

標識調査用の足環、かすみ網や鳥類誘引（おとり）用機材は、予算の範囲内で富山県が提供する。

c 参加要請自治体

極東地域の自治体

・プロジェクト No. 3

「北東アジア青少年環境シンポジウム」(富山県)

1) 目的

北東アジア地域の学校や地域において草の根の環境保全活動を行う青少年(中学生)に対して、国際的な環境教育の場を提供することにより、広い視野で環境保全に努める人材を育成し、北東アジア地域の環境保全の推進を図る。

2) 事業内容

- a 実施時期 2007年7~8月(予定)
- b 実施場所 富山県(予定)
- c 実施方法 参加自治体が環境保全活動を実施している中学校等の協力を得て実施
- d 期待される成果

北東アジア地域の次代を担う青少年が、共同で環境学習や環境保全活動を実施するとともに、環境保全について意見交換等を行なうことにより、青少年の環境保全意識の高揚と学校や地域における環境保全活動の一層の促進が期待できる。

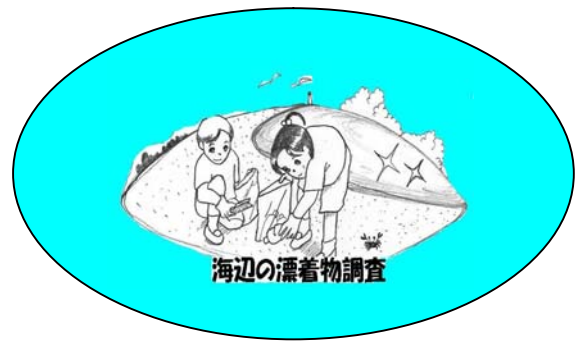
また、事業の結果を環境分科委員会にフィードバックすることにより、各自治体は、地域の活動事例や青少年の意見等を今後の取り組みに活用することができる。

3) 参加自治体への協力要請事項

- a 協力要請内容
 - ・中学生等参加者の選定、派遣及び参加者への支援
- b 経費負担の要請
 - ア 経費負担の有無
あり
 - イ 経費負担の概要
開催地自治体までの渡航費及び交通費は、参加する各自治体が負担する。滞在費及びシンポジウム開催経費は主催者(開催地自治体等)が負担する。
- ウ 参加要請自治体
北東アジア地域自治体連合会員

4 環境分科委員会の活動計画

年 月	内 容
2006年6月	<ul style="list-style-type: none"> 2006年個別プロジェクト実施状況調査及び2007年個別プロジェクトの提案調査を実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> 2006年個別プロジェクト実施状況調査及び2007年個別プロジェクト提案調査の取りまとめ
12月	<ul style="list-style-type: none"> 環境分科委員会報告資料を各会員自治体へ送付 2007年個別プロジェクトへの参加意向調査 〔コーディネート自治体が、NEARの各会員自治体に、個別プロジェクトへの参加意向調査を行う。〕
2007年1月	<ul style="list-style-type: none"> 2007年個別プロジェクト参加意向調査結果のとりまとめ 〔コーディネート自治体が、参加意向調査結果を取りまとめ、2007年個別プロジェクトの提案自治体へ送付する。〕
(適宜実施)	<ul style="list-style-type: none"> 提案自治体と参加意向自治体が個別プロジェクトの実施に向けて協議 合意があった場合、適宜個別プロジェクトを実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> 次期コーディネート自治体の希望調査の実施 〔現コーディネート自治体(富山県)の任期は、2007年7月までのため、次期コーディネート自治体を選出するための希望調査を環境分科委員会の各会員自治体に対して実施する。〕
5月	<ul style="list-style-type: none"> 2007年個別プロジェクト実施状況及び2008年提案個別プロジェクトの調査 〔コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況調査を行う。併せて、2008年に実施予定の個別プロジェクトの提案調査を行う。〕
7月頃	<ul style="list-style-type: none"> 第8回 環境分科委員会開催(予定) 〔(議題)・2007年個別プロジェクトの実施状況報告 ・2008年個別プロジェクトの提案 ・コーディネート自治体の選出 等〕



【 2007年 日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査概要 】

1 目的

日本海の沿岸に漂着している漂着物等を回収・分別し、種類別に個数及び重量を調査することにより、プラスチック等の人工物による海辺の汚染実態を把握するとともに、今後の海洋環境保全対策、廃棄物対策、漁場保全対策等を推進するための基礎資料とする。また、調査への参加を通して沿岸地域の住民が「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心を育む」という共通意識を醸成する環境教育を推進する。

2 調査時期

2007年4月～2008年3月

3 調査回数

(1) 漂着物調査

1回／年又は4回／年

(2) 埋没物調査

1回／年（秋季）

4 調査海岸の選定等

(1) 調査海岸は、砂浜海岸とし、各県1～2ヵ所程度選定する。

(2) 原則、調査時期は、調査シーズンを代表できる時期を選定する。(例(秋季):海岸が海水浴場の場合、海水浴シーズン終了・清掃後、実施する。)

(3) 原則、次のような海岸は調査対象としない。

- ① 大きな河川の河口から両サイド1km以内の海岸
- ② テトラポット等が調査海岸の前面に設置されている海岸

5 調査方法

(1) 漂着物調査

- ① 原則、調査範囲は、波打ち際から陸地方向へ連続的に縦横10mの区画（以下「調査区画」という。）を3区画程度（※奥行きは波打ち際から30m程度）設定する。
- ② 調査区画内の漂着物（※人工のもの）を区画毎に次の8種類の大分類に区分し、重量及び個数を測定し、漂着物の印字から小分類別に国内製造品と海外製造品に分けて個数も数える。

- | |
|---|
| ① プラスチック類 ② ゴム類 ③ 発泡スチレン類 ④ 紙類
⑤ 布類 ⑥ ガラス・陶磁器類 ⑦ 金属類 ⑧ その他の人工物 |
|---|

(2) 埋没物調査（※定点のみで実施）

① 埋没物調査は、次の海岸で行う。

北海道石狩浜海水浴場、秋田県西目海水浴場、富山県岩瀬浜、富山県松太枝浜、石川県千里浜海岸、兵庫県浜坂県民サンビーチ、山口県二位の浜、佐賀県相賀の浜、長崎県清石浜、ハバロフスク地方アンドレイ入江、沿海地方ウッスリー湾エマール入江、江原道鏡浦海水浴場

② 調査地点数は、1海岸当たり3地点とする。

③ 調査は、縦横 40cm の方形枠を海岸に敷設し、枠内の表面の漂着物を除去した後、枠内の砂（一定量）をバケツに採取し、これに海水を入れて攪拌する。その後、水面に浮上してきたプラスチック粒子等をネットで捕集する。

6 調査結果の送付等

(1) 調査終了後、1ヶ月以内に次の資料等を（財）環日本海環境協力センター（以下「NPEC」という。）に送付する。

- ①調査海岸の周辺地図
 - ②参加団体一覧表
 - ③調査海岸の概要を記述した調査海岸概況票
 - ④調査結果を記入した調査票
 - ⑤送付状及び埋没物採取袋（※埋没物調査実施海岸のみ）
 - ⑥調査海岸、調査状況等の写真
- ※③、④及び⑥は電子ファイルで送付、また、調査地点に変更等がない場合は、①の書類は省略願います。

(2) 調査結果は、NPECがとりまとめ、報告書等を作成する。

7 参加実施機関の作業と調査費用

(1) 調査実施機関は、調査場所の選定、参加団体（調査員）の確保、参加者への調査方法の説明、調査の実施、漂着物調査のとりまとめ（シートへの入力）等を行う。

(2) 調査に必要な機材は、NPECが調査実施機関に対し現物支給を行う。

《主な準備品》

実施要領、調査票、巻き尺、スケール、はかり(2kg用及び8kg用)、ナイロン紐(調査範囲表示用)、軍手、火ばさみ、ピンセットチャック付きポリ袋、小型ちりとり、バケツ、カメラ、杭、ごみ袋、ステンレス製方形枠※、ならし器※、ネット※（※埋没物調査実施機関のみ）、マジック、バインダ

(3) 参加者への交通費、飲料代及び写真現像代等の直接必要経費は、協議の上、NPECが一部負担する。

海辺の漂着物調査イメージ

参考
資料

調査方法

1) 漂着物調査

① 事前調査

事前に、海岸の用途、周辺の状況、直近の清掃状況等の基礎調査を実施し、その後、漂着物調査を実施する。

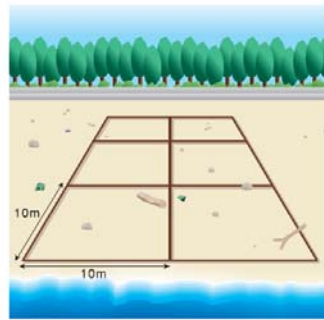
② 調査区画の設定等

● 原則、調査範囲は、調査対象の海岸全体の漂着物の状態が把握できるよう、調査区画を選定し、波打ち際から陸地方向へ連続的に縦横10mの区画(以下「調査区画」という。)を設定する。

● 調査区画は、原則1列とするが、海岸の奥行きが狭く1列あたり3区画を確保できない場合は、複数列とする。

● 調査区画は、調査範囲が判るように四隅に杭を打ち、その間をナイロン紐等で区別ける。

● 調査区画内の漂着物(※人工のもの)を区画毎に次の8種類の大分類に区分し、重量及び個数を測定するとともに、漂着物の印字等から国内製造品と海外製造品にも分ける。



① 調査区画を設定しましょう。



② 漂着物を拾い集めましょう。



③ 漂着物を区分けしましょう。



④ 漂着物の重量・個数を測り、表に記入しましょう。

2) 埋没物調査

● 調査地点は、漂着物調査を行う調査区画の外側に設定し、漂着物が目視で多い場所、少ない場所及び中間的な場所の3地点を選定する。

● 調査地点数は、1海岸当たり3地点とする。

● 調査は、縦横40cmの方形枠を設定し、枠内の表面の漂着物を除去した後、枠内の砂の一定量をバケツに採取し、これに海水を入れて攪拌する。その後、水面に浮上してきたプラスチック粒子等をネットで捕集する。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① ガスチック原料(レジシレット) | ⑧ 薄膜状プラスチック |
| ② プラスチック製品 | ⑨ オイルボール |
| ③ プラスチック製品破片 | ⑩ ペンキ片 |
| ④ ゴム | ⑪ タバコフィルター |
| ⑤ 繊維 | ⑫ その他 |
| ⑥ 発泡スチレン | ⑬ 不明 |
| ⑦ スポンジ | |



埋没物調査の採取手順